

コミュニティ通訳ボランティア育成・活動促進事業仕様書

平成25年4月

1 事業概要

平成23年3月、大阪府は、大阪の国際競争力を強化するため、「大阪府国際化戦略」を策定しました。また、公益財団法人大阪府国際交流財団（以下「OFIX」という。）と大阪府は、この戦略を踏まえて、「大阪府国際化戦略アクションプログラム」を策定し、「グローバル人材の育成」と「外国人の受入環境整備」に重点的に取り組むこととしております。

本事業は、外国人の受入環境整備の事業のひとつである外国人相談体制の強化の一環として、基礎自治体における行政情報の提供・相談対応の強化をめざすため、地域で活動できる通訳ボランティアの育成・活動促進を図ることを目的として実施するものです。

2 事業内容

(1) 事業名

コミュニティ通訳ボランティア育成・活動促進事業

(2) 事業の背景・目的

大阪府に暮らす外国人の方は約21万人おられ、その国籍も様々です。

地域の国際交流協会等においては、大阪ではじめて暮らす方への行政情報の提供から生活相談など、外国人に身近な多言語サービスを実施することが求められています。

この事業では、外国人の受入環境整備の一環として、地域における多言語サービスを円滑に提供するため、コミュニティ通訳ボランティアの育成・活動促進を図ることを目的としています。

(3) 事業の概要

行政情報の提供や相談対応の機能強化等につなげるため、市町村の国際交流協会等を対象にコミュニティ通訳ボランティアの研修と活動促進の取り組みを委託するものです。

① 事業対象者

コミュニティ通訳ボランティアとして活動を希望する府民

② 委託対象者

本事業は、外国人市民に対する基礎自治体の行政情報の提供や相談対応の機能強化等を行うことが目的ですので、以下のすべての条件を満たす団体等が対象となります。

- ・市町村における多言語行政情報の提供又は相談対応を担う団体
- ・語学ボランティアを有している団体
- ・非営利活動を行う人格を有する団体（財団、NPO など）

(4) 履行場所

大阪府内

(5) 委託内容

下記2項目（ア、イ両方）とも実施すること

ア コミュニティ通訳ボランティア育成・活動促進事業（①②のうち、いずれか）

① コミュニティ通訳ボランティア研修の実施

- ・地域の実情に応じて言語の設定、プログラム内容、研修回数の設定を行うこと。
ただし、言語設定にやさしい日本語を含める場合は、一部のプログラムの内容（ロールプレイ、コミュニティ通訳者としての心構え等）を外国語通訳者とは別に設定すること。
- ・地域の語学能力を有する人材がコミュニティ通訳として活動できる知識、スキルを身

に付けられるよう、1プログラム 15 時間程度とするとともに、プログラムの設定にあたっては、コミュニティ通訳実践に必要な項目を盛り込むこと（福祉・教育などに係る当該市の施策、言語別ロールプレイ、その他委託者が指定する項目）

※平成 24 年度コミュニティ通訳ボランティア育成・活動促進事業既受託者は除く。

② コミュニティ通訳ボランティア育成・活用事業の実施

- ・ 地域のニーズを満たし、コミュニティ通訳ボランティアの育成・活用事業となるような事業内容を行うこと

例) アに挙げる研修の実施+外国人相談会の実施

アに挙げる研修の実施+コミュニティ通訳広域派遣制度の構築

特定分野に特化した研修の実施+外国人専門分野相談会の実施等

※平成 24 年度コミュニティ通訳ボランティア育成・活動促進事業既受託者を含む。

イ コミュニティ通訳ボランティアの活動促進の取り組み

- ・ 育成したコミュニティ通訳ボランティアに対するレベルチェック事業への協力（周知、調整、面接事務等）
- ・ コミュニティ通訳ボランティアの活動促進のための連絡会議への参画

(6) 事業効果検証・評価

当事業の目標として、研修受講者の満足度 80%以上、研修修了者の活動希望者割合 80%以上をめざすものとし、事業の効果を受講者アンケート等で検証・評価すること。

(7) 成果物

- ・ 成果物として次の 2 点を提出すること（出来次第速やかに提出すること）。

(ア) 業務実施報告書

(イ) 当該業務で作成した実施プログラム、教材等一式

3 委託期間

契約締結日～平成 26 年 1 月末日

4 委託金額の上限

100 万円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 委託先決定後、委託業務詳細仕様書を提示し双方協議の上、今回の費用提案額を基本に、契約金額を決定する。

5 委託先の選定について

本事業は、地域における多言語サービス等を円滑に提供することをめざすものであり、府域全体での外国人受入環境整備につながるよう、複数・各地域での実施を期待しています。事業の趣旨を理解し、効果のあるプログラムを実施できるかを審査し、委託先を決定します。

6 委託事業の実績報告等

当財団の指定する様式により、事業の完了を報告するものとし、事業実績報告書に基づき、委託料を精算する。委託期間終了後、10 日以内に事業実績報告書及び委託料精算書に必要な書類を添付の上、提出すること。

7 再委託について

採択された委託事業の一部について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託先、業務範

困、必要性、金額、履行体制に関する事項を記載した計画書を提出すること。

8 著作権等の取り扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は当財団が保有する。
- (2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- (3) 納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

9 その他

この仕様に定めのない事項又は、疑義が生じたときは、別途協議するものとする。